

(目的)

第1条 この規則は、九州歯科大学履修規程（以下「履修規程」という。）第9条の規定に基づき、選択肢型共通試験について必要な事項を定め、もって適切な教育に資することを目的とする。

(合否)

第2条 選択肢型共通試験 本試験で合格基準に達しない者は、不合格とする。なお、不合格者は、再試験を受験しなければならない。

2 選択肢型共通試験の合否は、教授会で審議する。

(評価基準)

第3条 選択肢型共通試験は、60点未満を不合格とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。